

2016. 7

Law Office YODOYABASHI

No.26



ホワイトタイガー

〒541-0041

大阪市中央区北浜4丁目1番21号 住友生命淀屋橋ビル6階

弁護士法人 淀屋橋法律事務所

TEL 06-6203-7104 (代) FAX 06-6229-0936

URL <http://www.yodo-law.com>

弁護士 藤井 勲
弁護士 阿部 清司
弁護士 井上 敏志
弁護士 高野 史恵
弁護士 鹿野 耕平
弁護士 平井 智也

弁護士 山本 彼一郎
弁護士 奥田 直之
弁護士 今井 佐和子
弁護士 稲垣 真理
弁護士 中嶋 俊太郎
弁護士 篠田 陽哉

弁護士 太田 真美
弁護士 安田 正俊
弁護士 西野 航志
弁護士 黒田 拓志
弁護士 松本 京子
弁護士 宮本 暁



淀屋橋法律事務所と交通春秋社

～交通事故判例速報の廃刊を受けて～

昭和41年6月、交通春秋社から交通事故判例速報が発刊されました。当時、保有自動車数が増加したこと等を背景に、交通事故により死亡される方が年間15,000人に達する状況でしたが（昭和45年は16,765名が死亡された。）、公刊される交通事故裁判例が乏しいことから、適正な賠償にあたり被害者も加害者も困り切っていた中での発刊であり、まさに時宜を得た画期的な出版として、裁判所・保険実務において大変な好評を博しました。

判例速報の初期の主たる解説執筆者は、当事務所の創設者である山本寅之助弁護士であり、その後は当事務所や他の交通事故に精通する弁護士らが執筆者となり、毎月欠かすことなく発刊されてまいりましたが、この度、経営者であった村上浩光氏が突然逝去され、残念ながら600号（平成28年5月号）をもって廃刊となりました。

今回は、初期の判例速報において山本弁護士が書いた解説から、当時の事故賠償の様相が如何なるものかが分かる部分を抜粋し、お示ししたいと思います。なお、括弧内の号数は判例速報のそれです。

○ 逸失利益

逸失利益は、交通事故賠償の解決において重要な地位を占める損害項目ですが、まず目を引くのが、昭和41年5月31日に大阪地裁が言い渡した「家事労働に従事する妻が死亡した場合の判決」です（8号）。この点については昭和49年7月19日の最高裁判例以降、平均賃金を基礎収入として逸失利益を認める考えに落ち着きましたが、かつては、主婦の家事労働は一般に金銭的対価が交付されないことを理由にこれを否定する判決も出ていました。

上記昭和41年の判決は主婦の逸失利益を肯定したのですが、要旨「婚姻中に得た財産は、夫名義であっても妻の家事労働という協力によって得られたものや妻の家事労働によって蓄積された部分が含まれている」として逸失利益性を肯定しつつ、「世帯の生活環境、世帯主の職業、収入、世帯人員、妻がその中で占める地位等を考慮し勤労女子の平均賃金ないし家政婦費などを参考にして評価することが考えられる。」と基礎収入の把握方法について述べた上で、全国女子労働者の平均賃金を基礎収入として逸失利益を肯定しています。思いますに、現在では平均賃金を採用するといった結論のみが一人歩きしていますが、基礎収入の把握においては、この大阪地裁判決がいうように世帯主の職業、収入、世帯人員といった点も考慮する必要があるという点は銘記されるべきでしょう。

また、大阪地裁昭和42年4月19日言い渡しの「2歳の幼女の死亡事故において女子の将来の得べかりし利益算定の稼働期間は結婚するまでと認めた判決」も目を引きます（13号）。「一般に女子は結婚と前後して退職し、主婦として家事労働に従事するのが通常であり、特別な事情の認められない本件では死亡した幼女の稼働期間は結婚までと認めるのが相当である。」との判示部分を紹介し、山本弁護士は、この判断は当時においても希な判決としつつ、解説の中で、「昨年、伊、仏、英、米にて交通事故専門弁護士とこの問題に関して意見の交換した限りにおいては」「各国とも」「子どもより扶養を受けることはない」から「幼児死亡の逸失利益は認めない」という意見を紹介し、「いずれが正しいのかは将来の課題である」と締めくくっております。





現在は、専業主婦が激減し夫婦共稼ぎが大多数の家庭のあり方となっており、将来、女性の社会進出がさらに進めば、あえて家事従事について逸失利益を肯定する必要がなくなるでしょう。家事従事に関しては、家政婦等で補うものとして積極損害として捉えていくことも可能です。昭和49年判例は画期的ではありましたが、将来、見直される可能性も否定できません。また、いわゆる逆相続を認めるのが現在の考えですから、相続人両親からの請求を否定することはできませんが、上記問題性を孕むことを認識しつつ損害算定がされるべきものと考えます。

○ 示談

示談の清算条項の効力を否定する裁判例が多く紹介されていることに目がつきます。19号において、山本弁護士は当時の状況として、「示談による損害金は71%まで完全履行されているが、判決による損害金は20%しか完全に履行されていない」ことを指摘され(近畿弁護士連合会の報告を引用)、示談が事故解決においてもっとも好ましい解決であると述べられておられます。任意保険がほぼ完備した現在とは隔世の感があり、解決に当たっての示談の重要性が感じられます。

ただ、示談解決を急ぎ、治療や賠償に関する知識が不足する中で、傷害・後遺障害事案を中心に適正な解決とは言い難い問題性を有する示談が多かったと思われれます。

1号において紹介された昭和39年5月15日福島地裁判決は、事故後1ヶ月が経たない内に成立した示談について「成立当時、原被告とも後遺症があり、それが為め原告が再入院するであろうことなどは予期もせず、従ってこれらの点については何等の配慮もなさず、当時、原被告に明らかであった外傷等を基礎として締結されたものと推認される」、「右示談によって原告が免除した被告等の損害賠償義務は、右事実関係の下にある損害についてのみであって、その後新たに生ずるかも知れぬ不測の損害についてまで賠償義務を免除したものと認めることはできない」とし、示談後に生じた不測の損害については賠償義務は免除されていないとして、その部分(主に頭部外傷)について損害賠償を命じました(1号)。

19号で紹介された昭和42年7月5日大阪地裁の判決は、示談の有効性を認めた事例でしたが、山本弁護士は、同号において、示談が無効となる場合を解説しております。こういった実務家の議論、下級審の判断の積み重ねが昭和43年3月15日の最高裁判例につながったことが分かります。同判例は「示談契約当時に予想しなかった後遺症等が発生し損害が著しく増加したときは、被害者は後日その損害を賠償することができる。」とするもの(28号 いわゆる別損害説)で、山本弁護士は、解説において「示談についての当事者の合理的意思はその当時予想していた損害についてのみ賠償請求権を放棄したものと解すべきで、示談当時予想し得なかった不測の損害についての賠償請求権を放棄したものではないと判断しているから、示談の時機、示談の金額は慎重に考慮して行わなければならない」と注意喚起をしております。こういった点は、現在でも変わらない注意点といえるでしょう。

他にも、初期の判例速報を見ると、過失割合や慰謝料の基準が確立されておらず、裁判所と弁護士会との議論を通じ、基準化の萌芽が見えるといった段階であることが分かります。交通戦争を目の当たりにし、適正・迅速に被害者救済を実現しようとする当時の法曹の苦労と熱意が見えます。

我々、賠償に関わる実務家としては、これまでの長きに亘る関係者の真剣なやりとりの蓄積の上で現在の交通事故賠償のルールが確立されたことを認識しつつ、適正賠償、被害者保護の観点からは、社会状況の変化に応じ、柔軟な考えを持って、次世代へ更に積み上げるべき研究を行わなければならないと意識を新たにするとところです。





最近、ダイエットが毎年の恒例行事となっています。春から夏にかけては減量作戦を実行してヘルスメーターに一喜一憂する毎日を送りつつ、秋頃には初心を忘れて熊のように食いだめを始め、翌3月頃にはすっかり膨張し、そこでまた決意を新たにダイエット再開……。健康診断では、医者から「太ったり痩せたりするくらいなら、最初から太ったままの方がまだマシだ。」等と言われてしまう始末です。

しかし、広い宇宙には、私と同じような悩みを抱えている天体があります。それは、変光星（脈動変光星）という恒星で、周期的に膨張と収縮を繰り返している不思議な天体です。

ちなみに、「変光星」とは、文字通り、明るさが変動する星という意味です。星が膨張しますと、表層密度が下がって低温になりますので暗く見えます。逆に星が収縮しますと、表層密度が上がって高温になりますので明るく見えます。この膨張と収縮を繰り返すことで明るくなったり暗くなったりしている星が脈動変光星なのです。

変光星にはいくつかの種類がありますが、有名なセファイド型変光星を例に取れば、変光周期は2～50日ほどで、変光範囲は1～2等級と言われていています。等級が1等級上がるごとに明るさは約2.5倍になりますので、変光星では、数日から数十日という短いサイクルで、明るさが2.5～6.3倍も変化していることになります。

では、どうして変光星は膨張と収縮を繰り返すのでしょうか。それは、星外層部にあるヘリウム原子が関係していると言われています。

星が自らの重力で収縮しますと、外層部のヘリウムも圧縮され温度が上昇します。そして、一定の温度以上になると、熱運動が大きくなり過ぎて、ヘリウム原子は、原子核と電子とに破壊されます（電離します）。

星の中心部では核融合反応による熱放射が発生しており、外層部を通して星の外へと熱が放出されています。しかし、外層部のヘリウムが電離して、原子核と電子とに分かれて自由に動き回り始めますと、それまで星の外へ放出されていた星中心部からの熱放射が、これらの原子核や電子の運動に妨害され、外へ放出されにくくなります（この状態を「外層部の透明度が下がる」と表現します。）。

そうすると、星中心部からの熱放射が星内部に溜め込まれてしまいますので、その圧力で星自体が膨張を始めます。星が膨張すると、外層部の密度が下がりますので温度も下がります。温度が下がると、電離していた原子核と電子が再び結合してヘリウム原子に戻りますので、外層部が元の透明度を回復します。すると、星中心部からの熱放射が外へ放出されるようになり、星を膨張させていた放射圧力が解放されますので、星は再び重力の作用で収縮に転じます。……というサイクルを延々と繰り返しているわけです。

このように変光星とはとてもユニークな天体ですが、それにしても「収縮すると輝きを増し、膨張すると輝きが衰える」というのは、なんとも耳の痛い話です。セファイド型人間にならぬよう、今年こそ節制に努め、ダイエット不要の生活を確立したい、そう胸に誓う今日この頃であります…



(Image credit NASA and ESA
・Hubble Space telescope)

暑中お見舞い申し上げます

IS(イスラム国)や自爆テロ、クーデターなど物騒なことが続きます。原理主義とかでギリギリの主張にこだわるからこんなことになります。争いごとはすべからず、表紙のホワイトタイガーの如く鷹揚に、相手の立場にも立って万事、腹八分目、七分五厘で平和な社会を築いていきたいものです。

平成28年7月

弁護士法人淀屋橋法律事務所

代表社員 弁護士 藤井 勲

表紙の写真（ホワイトタイガー）

昨秋、万博跡地の一部にエキスポシティが発足しました。自然に触れるをテーマにした施設「ニフレル」もそのなかにあり、ホワイトタイガーがしなやかで堂々とした姿を見せてくれました。（撮影者 芝 康司）

○ 退所のごあいさつ ○

謹啓 盛夏の候、ますますご隆盛のことと大慶に存じます。

さて、私こと、来たる8月31日をもって弁護士法人淀屋橋法律事務所を退所し、阪神電気鉄道株式会社において企業内弁護士として執務を行うこととなりました。

私は、平成21年12月に弁護士登録をして以来、交通事故を主とする損害賠償案件を数多く担当させていただきながら、皆様と楽しい時間を過ごさせていただくなど、大変充実した経験を積むことができました。皆様より多大なるご厚情を賜りましたこと、心より御礼申し上げます。

今後は、これまでの経験を活かし、一企業内において、弁護士として社会から期待される責務を果たすべく、よりいっそう真摯な態度で仕事に向き合っていく所存です。働く場所は異なりますが、皆様から今後も変わらぬご指導ご鞭撻を賜ることができましたら、大変嬉しく思います。

末筆ながら皆様方のご健康とご多幸をお祈り申し上げます。

敬具

平成28年7月 吉日

弁護士 稲垣 真理